

阿南市避難所運営マニュアル 「新型コロナウイルス感染症対策編」

令和 2年 10月

阿南市危機管理部

目次

ページ

はじめに	1
I 想定する災害	1
II 対策の段階	1
III 各段階における対策	1
1 事前準備段階(災害発生前)	1
(1)住民への広報	1
(2)物資・資材の準備	3
(3)避難所不足への対応(サブ避難所の確保)	5
(4)避難所レイアウトの準備	6
(5)体調等不良者への対応の検討	9
(6)感染者等への対応の検討	10
(7)ペット同行避難者への対応	10
(8)訓練の実施	11
2 初動期(災害発生～24時間)の対応	11
(1)入居スペースの設置	11
(2)避難者の他の避難所への再配置	13
(3)事前受付の設置	13
(4)各スペースの受付の設置	14
(5)ペット区画(スペース)の設置	15
3 展開期以降の対応	16
(1)避難所を開設後の運営上の留意点	16
(2)専用スペースにおける運営上の留意点	19
(3)人権保護	20
(4)在宅避難者等への対応	20
新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト	22～31

関連ページ

様式	様式1避難者カード	(3)
	様式2健康状態チェックカード	(3)
	様式3同行避難動物登録票	(15)
	様式4健康状態チェック表	(16)
別紙	別紙1新型コロナウイルスが収束しない中での災害時の避難	(1)
	別紙2エコノミークラス症候群予防のために	(3)
	別紙3避難所の物資・資材リスト(新型コロナウイルス感染症対策用)	(4)
	別紙4避難所(学校)のレイアウト例	(6)
	別紙5避難所内のゾーニング例	(6)
	別紙6物品支給のレイアウト例	(6)
	別紙7学校における専用スペース設置例	(7)
	別紙8事前受付のレイアウト例	(7)
	別紙9新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト例	(9)
	別紙10感染者等に対する専用スペース設置例	(10)
	別紙11ペット飼い主さんへ<災害に備えましょう>	(11)

別紙12	ネームカードの例	(15)
別紙13	新型コロナウイルス感染症対策	(16)
別紙14	熱中症予防のために	(17)
別紙15	感染症対策(トイレ利用時)	(17)
別紙16	新型コロナウイルス感染症対策のための避難所でのごみの捨て方について	(18)
別紙17	体調等不良者が発生した場合の対応例(受付後)	(19)
訓練資料		(11)

初版 令和2年8月
改定 令和2年10月

はじめに

令和2年4月7日(火)に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、7都道府県に発令され、同年4月16日(木)には全国に拡大されました。その後、同年5月25日(月)には、緊急事態宣言が解除されましたが、国内では感染が拡大している状況にあります。本市内においても、既にクラスターが数例発生している状況にあり、避難所等多数の住民が集まる場所では同様の事態を招くおそれがあります。

こうした状況において、避難所を開設する場合には3密(密閉、密集、密接)の回避や衛生対策を徹底するなど、感染症対策に万全を期することが重要となります。

阿南市避難所運営マニュアル(平成29年3月)でも感染症対策について記載がありますが、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するため、この「新型コロナウイルス感染症対策編」で時系列にそって各段階ごとの「新たに追加すべき対策」、「拡充すべき対策」を取りまとめました。災害発生時には、このマニュアルに基づき住民と市が協力して避難所運営にあたり、避難住民の安全安心の確保を図ります。

I 想定する災害

このマニュアルは、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合の自然災害に加え新型コロナウイルス感染症が拡大した複合災害を想定しています。豪雨時等の避難所運営にも活用できるものとしませんが、災害の発生が予期でき、避難所開設期間が短期(一時的な避難)となる場合は、原則として市の職員が避難所を運営します。

II 対策の段階

阿南市避難所運営マニュアル(平成29年3月)に記載(P-2)されている時系列的な各段階とします。

- ・事前準備段階(災害発生前)
- ・初動期(災害発生～24時間)
- ・展開期以降(災害発生後2日目から撤収するまで)

III 各段階における対策

各段階において阿南市避難所運営マニュアル(平成29年3月)に追加すべき対策及び拡充すべき対策を記載しています。

1 事前準備段階(災害発災前)

(1)住民への広報

市は、市民に以下の内容を説明会及び防災訓練による他、ホームページ、広報紙、ケーブルテレビ等により周知啓発します。

周知する内容：**【別紙1】「新型コロナウイルス感染症が収束しない中での避難」**

ア 避難所以外への避難の検討

災害発生時において、水害による浸水や地震による家屋倒壊、津波浸水の危険性が無く、感染症リスクの低い自宅で居住を継続できる場合は、自宅避難等を検討していただきます。一方で在宅避難、車中泊避難では「熱中症」や「エコミー症候群(血栓症)」のリスクが高くなる場合があり、対策を検討しておく必要があります。

また、避難所が過密になることで「感染リスク」が高まることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人宅へ避難をしていただくこととします。

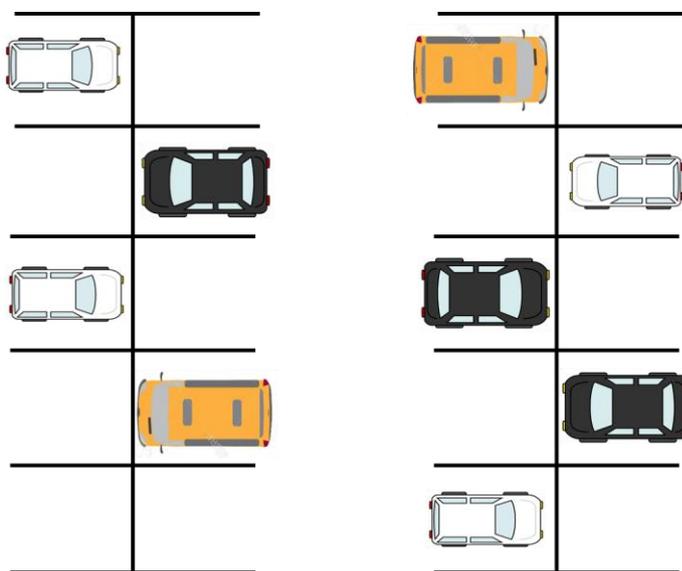
イ 衛生用品等の準備

避難に備え、マスク、体温計、除菌シート、ビニール手袋等の衛生用品、スリッパ、ゴミ袋等を用意しておきます。また、服用している薬、めがね、補聴器、杖に加え健康状態が分かるお薬手帳、障がい者手帳等、各人の健康維持に係る物品等も持参できるようにしておきます。

ウ 車中泊希望者への安全及び健康対策

市は、新型コロナウイルス感染対策として車中泊希望者が増えることを見越して以下の点について周知しておきます。

- ・まず、避難の対象となった災害に対し、車中泊が可能な安全な場所か確認します。
- ・排気ガス対策として1台毎、間隔を空けて駐車します。



- ・エコミークラス症候群及び熱中症の危険性があります。その対策として、後部座席を倒すなどして体を水平にして寝ること及び下記項目の予防策をとることが有効です。

※膝を折り曲げて寝るのは避けるべきで、膝を伸ばすことのできない車両は、車中泊用に適しません。

- ①血流を良くする弾圧ストッキングを使用する。
- ②4～5時間ごと車外で歩く。
- ③車中で座ったままで、踵やつま先の上下運動と腹式呼吸を1時間ごとに3～5分行う。
- ④水分をとる(ミネラルウォーター、薄いお茶など)
- ⑤アルコールを控える。できれば禁煙する。
- ⑥ゆったりした服装にし、男性はベルトを、女性は下着を緩める。
- ⑦血行を悪くするので足はなるべく組まない。
- ⑧不自然な姿勢でも寝てしまうので、睡眠薬は使用しない。
- ⑨就寝時はエンジンを停止する。長時間エアコンを使用するときは外気循環モードを使用し、車内の2酸化炭素濃度を上げないようにする。

車中泊避難者の参考資料:【別紙2】「エコノミークラス症候群予防のために」

エ 事前マスクの徹底

避難所へ行く際には必ず「マスク」を着用します。

オ 避難者カード及び健康状態チェックカードの事前準備

受付時の混雑を避けるため、避難所受付用の【様式1】「避難者カード」を事前に記入し、用意しておきます。また、避難所に行く際、【様式2】「健康状態チェックカード」を記入し、避難者カードとともに持参します。

カ 避難所内の感染症対策の周知

常に人との間隔をできるだけ2m(最低1m)空けます。

キ 感染者等の避難先

やむを得ず、感染者(自宅療養者)及び濃厚接触者(自宅待機者)(以下「感染者等」という。)が指定避難所に避難する場合は、できるだけ規模の大きな避難所(学校等)に避難します。規模の小さな避難所では必要数個室等が確保できない可能性があります。

(2)物資・資材の準備

市は、避難所におけるコロナウイルス感染症対策に必要な衛生用品その他必要な物資等を取得、準備しておきます。また、各避難所毎、【別紙3】「避難所の物資・資材リスト(新型コロナウイルス感染対策用)」の例にならいリストを作成しておきます。

ア 避難所用

・衛生用品

物品名	目的
液体せっけん	手洗い
アルコール消毒液	手指、物の消毒
ペーパータオル	トイレの手拭き
※1マスク	感染予防

・扇風機等

物品名	目的
扇風機、サーキュレーター	部屋の換気
加湿器	乾燥防止(感染対策)
スポットクーラー	冷房及び換気
※2ストーブ(送風できるタイプ)	暖房及び換気

・テント、パーティション等

物品名	目的
※3簡易テント	感染防止、主に症状のある者等の 隔離
※3パーティション(1.8m以上の高さ)	
※4仮設トイレ	

※1 マスクは持参していない避難住民に配布する。

※2 ストーブは停電時使用できるタイプも取得する。

※3 テント、パーティションは避難所での収容人数を多くするため、
居住スペースでも使用する。

※4 居住スペースと専用スペースのトイレを分ける必要があるが、据え
付けトイレでは対応できないとき、仮設トイレを用いる。

イ 避難所運営要員用

・衛生用品

物品名	目的
マスク	感染予防
フェイスシールド	
使い捨て手袋(ビニール手袋)	
防護服、レインコート(防護服の代用)	
非接触型体温計	検温
タオル	清掃

○使用方法等

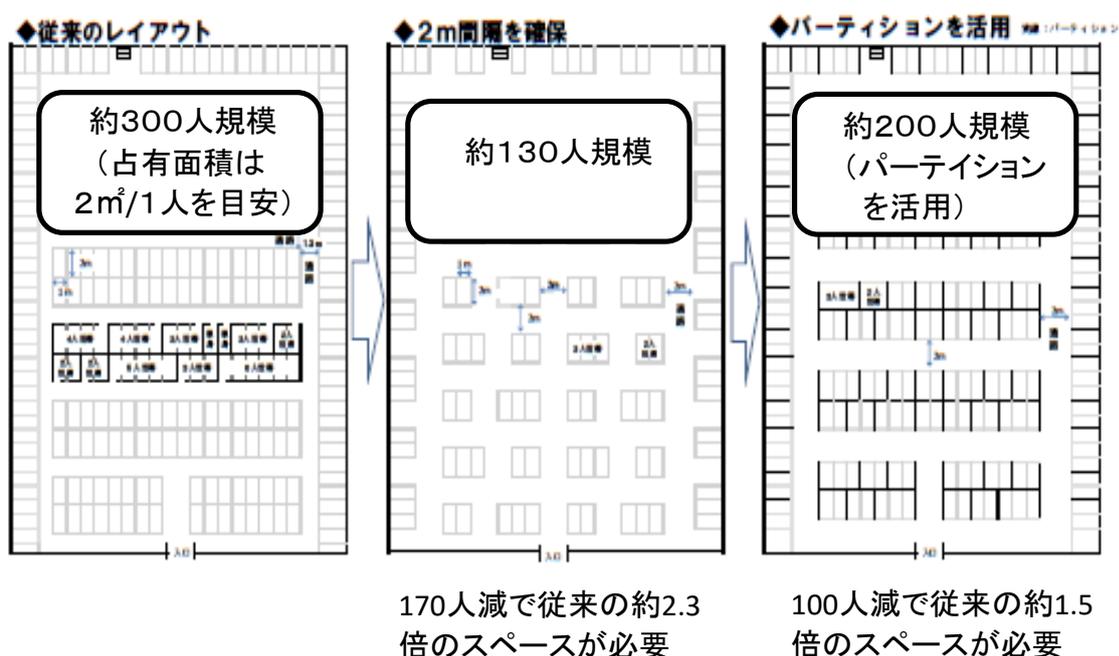
・マスクは常時着用する。

- ・フェイスシールド及び防護服は受付時及び症状のある者等に対応する時等、飛沫感染及び接触感染を防止するため着用する。
- ・使い捨て手袋は多数の方が触れる場所での作業時(清掃、物資の運搬等)に着用する。(一連の作業終了毎、交換する。)
- ・非接触型体温計は受付時、入所者の検温に用いる。

(3)避難所不足への対応(サブ避難所の確保)

世帯間で2mの距離を確保するゾーニングを行うと避難所のスペースが不足することが予想されます。避難所における1人当たりの占有面積を2㎡とすると300人規模の体育館では下図の例のように収容できる人数が大幅に減少します。従って市は、避難所不足に備えた対策を進めておきます。

避難所(体育館)スペースの比較例



ア 校舎の活用

学校を避難所として活用する場合、体育館に加え教室等校舎を活用できるようにしておきます。(教育委員会との調整による。)

イ 宿泊施設(ホテル、旅館等)の活用

要配慮者の避難先として宿泊施設が利用できる体制を整えておきます。市は、大規模災害時、宿泊施設を福祉避難所として活用することを検討しておきます。宿泊施設を福祉避難所として指定する場合の考え方・手順については阿南市福祉避難所運営マニュアル(令和2年3月)内の【資料1】「宿泊施設の活用について」で説明しています。

ウ 広域避難の検討

市内の避難所だけでは不足する事態に備え、県や近隣市町と連携し、広域避難を検討しておきます。

エ 車中泊等希望者増加の準備

市は、車中泊の推奨はしませんが、希望者増加に備えて指定避難所の敷地内及びその近隣の一定程度のスペースが確保できる公共施設、事業所及び大型商業施設を、管理者と協議のうえ、車中泊等の避難所外避難者の集約場所として準備します。(必要に応じて事前に協定を締結します。)

準備できた施設は住民に周知します。

(4) 避難所レイアウトの準備

各避難所毎の避難所運営協議会等(阿南市避難所運営マニュアル(P-6、15)に記載)において一般の人が入居する「居住スペース」と発熱やその他体調不良のある方(以下「体調等不良者」という。)と同じ世帯者(同居者)が入居する「専用スペース」を別部屋に分けてレイアウトすることを検討しておきます。

学校を避難所とした場合のレイアウトの例：**【別紙4】「避難所(学校)のレイアウト例」**

ア 2mの間隔確保

占有区間は世帯単位とし、各占有区間の間隔を原則2m(畳部屋は1.8m:1畳分の長さ)以上の間隔を取ってゾーニングを行います。

ゾーニングの例：**【別紙5】「避難所内のゾーニング例」**

イ 居住スペースの分散化

学校(体育館)を避難所としている場合、教室等を活用した「居住スペース」の分散化を進めます。要配慮者(特に高齢者、障がい者、基礎疾患のある方、妊産婦)の居住スペースは教室等の利用を検討します。公民館等においては畳部屋を要配慮者用の居住空間として検討します。

・受付、トイレ、洗面所や携帯電話の充電場所等では密集にならない運用が重要であり、その対策を検討しておきます。

密集にならない対策例：**【別紙6】「物品支給のレイアウト例」**

・教室を活用する際は、机や椅子の移動、児童生徒の私物の取り扱い等の配慮が必要となります。

ウ 専用スペースの設置

体調等不良者及び同じ世帯者が入居する「専用スペース」を設置します。専用スペースの設置個所は居住スペースとは別棟とすることが望ましい。

また、専用スペースは個室が望ましいが、教室等を利用する場合はパーティションや簡易テントで区切って感染防止を図ります。

※パーティションや簡易テントは、専用スペースでの使用を優先しますが、居住スペースにおいても積極的に活用します。

専用スペース設置例：【別紙7】「学校における専用スペース設置例」

- ・専用スペースには、そこに入居される方専用のトイレを確保することが望ましい。規模が小さい避難所でトイレを分けることが、困難な場合は、大小両用として、体調等不良者専用のトイレを1個(洋式)指定します。据え付けトイレの確保が困難な場合は、仮設トイレ又は携帯トイレの設置も検討します。
- ・飛沫感染防止のためパーティションの高さは、1.8m以上程度を確保します。
- ・専用スペースには体調等不良者と同じ世帯者用のスペースも確保し、そのは、体調等不良者とは別部屋にすることが望ましい。

エ 事前受付の設置

避難所に訪れた人が最初に立ち寄り、避難所に入る前に検温や体調等の確認を行い、「健康な人」と「体調等不良者」の動線を分けて、それぞれを「居住スペース」と「専用スペース」へ案内する場所を「事前受付」として設置します。

- ・できるだけ避難所入り口の外に設置し、受付時の混雑を避けるため、立ち位置の目印(2mの間隔)をつけて並んでもらう等、運営スタッフは適切に入場整理を行います。
- ・健康状態チェックカードの記入場所が密にならないようスタッフによる人員整理等、必要な措置を行います。
- ・体調等不良者を専用スペースへ案内するスタッフはPPE:Personal Protective Equipment(マスク、フェイスガード、使い捨て手袋、ガウン等)を装着します。
- ・持ち物の確認や健康状態のチェック等、対面での会話を行う受付カウンターには、飛沫感染防止パネル等を設置します。

事前受付の例：【別紙8】「事前受付のレイアウト例」

避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備(参考)

	マスク	目の防護具 ※1	使い捨て手 袋※2	掃除用手袋 ※3、4	長袖ガウン ※5
避難所受付時の対応	○	△	○		
清掃・消毒	○	○		○	
専用スペースでの対応 ※6	○	○	○		
専用スペースでの清掃・ 消毒	○	○		○	
専用スペース(軽症者 等)での対応※6	○	○	○		
専用スペース(軽症者 等)での清掃・消毒	○	○		○	○
ゴミ処理	○	○		○	○
リネン・衣服の洗濯※7	○	○		○	
シャワー、風呂、トイレ の清掃	○	○		○	○ ※8

※1 フェイスシールド又はゴーグル

※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。

(例: 受付で連続して同じ人が複数の避難者に対応する際は着用する。単発的に短時間(一人15分以内)で接する際は着用不要)

※3 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール手袋も可

※4 手首を覆えるもの、使い捨て手袋、使い捨てビニール手袋も可(複数人数での共用は不可)

※5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カッパの代用も可

※6 保健・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う。

※7 体液等で汚れた衣類、リネンを取り扱う際の装備

※8 掃 **装備品(PPE)**



オ 各スペースの個別受付の設置

居住スペースに加え、状況に応じ専用スペースに個別受付を設置します。

避難者カード及び健康状態チェックカードを受領し、避難者の掌握を行うとともに各避難者の生活スペースの割り振りを行います。

- ・事前受付と同様に受付時に混雑しないよう入場整理を行います。
- ・避難者カード記入の際も密にならない措置を行います。
- ・受付カウンターに飛沫感染防止パネル等を設置します。
- ・教室を活用する際は、机や椅子の移動、児童生徒の私物の取り扱い等に配慮します。

カ 動線の分離

専用スペースと居住スペースは動線を分け、分離したレイアウトを検討し、なるべく動線が交差することを避け、一方通行とします。

キ 避難所運営スタッフの配置

学校等において校舎を利用し、2階以上を避難所として活用する場合、できる限り各階に避難所運営スタッフの詰所を設置します。

(5) 体調等不良者への対応の検討

体調等不良者は、医療機関等で受診(検査)できるまでの間、専用スペースで待機していただくことになります。居住スペースと専用スペースの動線に加え専用スペース内においても感染者等と体調等不良者の動線が交わらないように検討しておく必要があります。

避難所のレイアウト例:【別紙9】「**新型コロナウイルス感染対応時の避難所レイアウト例**」

ア 専用スペースの確保

学校等大規模な避難所は、教室等を活用し、専用スペースの設置を検討します。小規模の避難所も小部屋を活用し、専用スペースを確保するのが望ましいが、医療機関を受診するまで一時的に車中やテント等で待機していただくことも検討します。

イ ゾーニングの徹底

避難所内に体調等不良者が発生した場合は、感染予防行動の保健指導やゾーニング(居住区分)を徹底します。また、体調等不良者を専用スペースへ誘導する手順を確認しておきます。

ウ 医療体制及び移送の手順の確認

体調等不良者の体調により、医療救護所、巡回診療あるいは※DMATを利用するための協力体制を確認しておきます。また、医療機関等において受診(検査)する際の移送の手順についても確認しておきます。(現在は、保健所が検査の必要性、必要と判断した場合の検査場所への移送等を一元的に管理統制している。移送は保健所の専用車、救急車、自分・家族の車両の中管理統制して選択される。)

※DMAT(Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム)は、医師、看護師、業務調整員で構成され、被災都道府県の要請により、現地に派遣され、トリアージ、緊急治療等を行います。

エ 感染者が確認された場合の対応

体調等不良者が検査の結果、陽性であることが確認された場合、速やかに同じ世帯者とともに感染者等用の専用スペースに移動してもらいます。軽症

であっても避難所に滞在することは適当でないため、感染者用の療養施設や宿泊施設へ移動(移送)する際の手順について保健所との間で検討しておきます。

なお、事後の処置事項として、避難所における消毒方法とその範囲、避難者の移動の必要性及び移動先等について、保健所の指導の下、検討しておきます。

(6)感染者等への対応の検討

ア 保健所の方針確認

市は、保健所に感染者(自宅療養者)や濃厚接触者(以下「感染者等」という。)の避難先や避難方法等を含めた避難方針を確認しておきます。

(原則、指定避難所には感染者等が避難しない方針になっていることを確認しておく。)

イ 避難所に避難してきた場合の対応

感染者等が避難してきた場合、災害対策本部を介して保健所の指示を仰ぎます。感染者等を一時的に避難所に受け入れる場合、できる限り敷地内の建物に専用スペースを設けます。同一建物の場合、完全に動線を分けるため、感染者等用の専用階段、専用スペース、専用トイレ等を確保する必要があります。また、感染者等に対する差別や排斥を避けるため、宿泊療養施設等へスムーズに移送できるよう専用スペース(部屋)の場所や動線を検討しておきます。

感染者等の専用スペース設置例：**【別紙10】「感染者等に対する専用スペース設置例」**

(7)ペット同行避難者への対応

ペット連れの被災者の人命に関わる問題として、飼い主が避難をためらわずに避難所で適切な飼養を行うことができるようペット同行避難者の受入れ対策を整えておくことが必要です。避難所での被害が大きいなど、やむを得ない場合を除き、受け入れを行えるよう準備します。

ア 飼い主の理解の促進

人とペットが安全に避難し、他の避難者に迷惑をかけずに避難所で過ごすため、日ごろから準備が必要なことを周知します。

・ペットの防災物資を準備しておきます。(ケージ、リード、フード、水、糞尿処理用具など)

※同行避難では、飼い主自身がケージなどを避難所に持参します。

・飼い主の明示を徹底します。(迷子札、マイクロチップ、首輪、犬の場合犬鑑札など)

・基本的なしつけをしておきます。(ケージにならず、触れるようにする、音や物にならず、不必要に吠えない・鳴かないなど)

- ・健康管理(狂犬病予防接種、ワクチン、ダニやノミの駆除など)
 - ・ペットの一時預け先を確保しておきます。(親戚、知人、動物病院など)
※可能な限り、同行避難をする必要を無くすようにしておきます。
- 飼い主に対する広報例:【別紙11】「ペット飼い主さんへく災害に備え
ましょう>」

イ ペット区画(スペース)の検討

各避難所でペットを受け入れる区画を検討しておきます。

○ペット区画の選定の際の留意事項

- ・車両の出入口や炊き出し場所などの避難所活動の妨げにならない場所
- ・避難者の動線と交わらない場所
- ・部外者や子供の立ち入り制限ができる場所
- ・鳴き声や臭いの影響が少ない場所
- ・ペットをつなげる柱やフェンスがある場所
- ・ペットが直射日光や雨、風をしのぐことができる場所

(8)訓練の実施

本マニュアルに沿って地域住民が主体となった、訓練を実施しておきます。

また、市は地域住民にマニュアルを理解してもらうため説明会等の他、訓練にあたり必要な資材の手配等必要な支援を行います。

訓練実施にあたり【訓練資料】「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練確認リスト」を参考として活用してください。

2 初動期(災害発生～24時間)の対応

避難所は初期避難者が避難してきた段階で応急的な避難所準備組織を立ち上げ、その準備組織のリーダー(本部長、副本部長)のもと、避難者が協力して避難所の開設にあたります。この避難所は発災後、なるべく迅速に開設することを目指します。(市の避難所運営マニュアルの基本方針)

(1)入居スペースの設置

ア 居住スペースと専用スペースの分離

以下のスペースを分離して設置します。

- ・居住スペース(一般避難者用)
 - ・居住スペース(要配慮者「特に高齢者及び基礎疾患のある方、妊産婦」用)
 - ・専用スペース(感染者等、体調等不良者及同じ世帯者用)
- ※ 感染者等の専用スペースは原則、敷地内の別の建物に設置

イ ブルーシート等の活用

畳部屋以外は床にブルーシート等を敷き詰め、そのシートの上は土足禁止として衛生的なスペースを確保する。

ウ レイアウトの作成

事前に検討したレイアウトを基に、ポール(2m長等、長さの基準として使用)や養生テープ等を使用し、居住スペース及び専用スペースのレイアウトを作成します。

- ・避難者が居住スペースに入る前には、世帯間で2mを基準に間隔(できるだけ2m、畳部屋は1.8m、最低1m)を空ける。密集を回避するため各世帯が占有するスペースは、1人当たり2㎡以上確保する。
- ・小さい子供(幼稚園児以下)がいる世帯には、なるべく間仕切りを設置し、世帯が占有するエリアから子供が外にでないように配慮します。
- ・必要に応じ、ブルーシートの上に畳を敷きます。寒さを和らげるとともに衛生上も有効です。
- ・配食カウンターには飛沫感染防止用のパネル、シート等を取り付けます。
- ・段ボールベッド、椅子等を配置し、床から頭部を離れた生活を促し、ホコリを吸い込まないようにします。
- ・トイレには、手指消毒液に加え、できる限りペーパータオルを設置し、手の衛生が保てるようにします。(共用タオルの使用は禁止します。)
- ・専用スペースの感染者等、体調等不良者と同じ世帯者、居住スペースの要配慮者(特に高齢者、障がい者、基礎疾患のある方、妊産婦)については個室又はテント、パーティションにより占有エリアを設けるようにします。
- ・専用スペースにおいて感染者(自宅療養者)と濃厚接触者及び体調等不良者と同じ世帯者はできるかぎり別部屋とします。

エ トイレ等及び動線の分離

- ・トイレや洗面所等も含めて居住スペースと専用スペースが分離していることを確認します。避難所の規模が小さくトイレの分離が困難な場合は、トイレの中の個室(洋式、大小兼用で使用)を専用スペース用として指定します。この場合、ドアに使用中の表示をするなどして一般避難者と体調等不良者が同時にトイレを使用しないようにします。
- ・居住スペースと専用スペースの動線が交わっていないことを確認します。また、動線はなるべく一方通行となるようにします。
- ・専用スペースにおいて感染者等と体調等不良者が同じ建物になっている場合は、トイレ、洗面所が分離され、動線が交わっていないことを確認します。

オ パーティション等の活用

パーティションや簡易テントは、専用スペースへの設置を優先しますが、少しでも多くの方が避難できるよう居住スペースにおいても積極的に活用します。

(2)避難者の他の避難所への再配置

収容人数を上回る避難者が避難してきた場合は、他の避難所への再配置を検討します。

ア 収容人数を超えた場合

避難所内の各スペースの収容人数を超えた避難者が避難してきた場合は、災害対策本部と連携し、他の避難所への避難者の再配置を行いません。避難者が車中泊を希望する場合で、駐車場を確保できる場合は、留意事項を説明したうえで車中泊していただきます。

イ 専用トイレの確保

各スペースの専用トイレが確保できない場合も、避難者の再配置を検討します。

(3)事前受付の設置

ア 設置場所

避難者の健康状態を確認するため、避難所の入り口の外に事前受付を設置します。

- ・避難所開設と同時に事前受付を設置し運営します。
- ・アルコール消毒液を設置し、雨天時は必要に応じテントを設置します。
(体育館に接する廊下がある場合、その廊下を「事前受付」設置場所とする等、各避難所に応じた対応をします。)
- ・避難者のマスク常用、手洗い、消毒の徹底について促します。
(マスクを持参していない方にはマスクを配布します。)

イ 体調等の確認

事前受付で「健康状態チェックカード」の提出を受け、検温や問診により体調等を確認します。

- ・避難者の手指消毒を促し、実施状況を確認します。
- ・検温は非接触型の体温計を用います。
- ・検温等するスタッフはマスクに加え、フェイスシールド、使い捨て手袋等を着用します。
- ・事前受付で①「感染者等」：感染者及び濃厚接触者、②「体調等不良者等」：感染疑いのある者及び同じ世帯者とそうでない方③「一般避難者」をスクリーニングします。

ウ 健康状態チェックカード記入場所の設置

健康状態チェックカードを持参していない方を想定し、事前受付内に記入場所を設置しておきます。筆記用具の使いまわしを禁止し、クリップペンシルを活用するなど各避難者毎別のものを使用するか、もしくは毎回消毒を行うようにします。

エ 各スペースへの誘導

事前受付の結果により、専用スペース又は居住スペースに誘導します。

- ・感染者等及び体調等不良者等は、専用スペースに誘導し、一般避難者は居住スペースに誘導します。
- ・受付後、避難者自ら移動できるよう、案内看板や養生テープ等で動線を確認できるようにしておきます。
- ・体調等不良者は、診察(検査)が必要であることから阿南保健所(市災害対策本部経由)と連携し、医療機関等及び移送手段が指定されるので、それに基づき搬送します。
- ・医療機関等へ移送するまでの間、専用スペースで待機していただきます。
- ・搬送車両は、使用後速やかに消毒等を行い、次の搬送に備えます。

オ 受付設置前に居住スペースに入所した方への対応

他の方と同様に、事前受付に並んでいただき、検温及び体調の確認を実施します。

(4)各スペースの個別受付の設置

居住スペース入口付近に居住スペースの個別受付を、場所が離れている場合など状況により専用スペース入口付近に専用スペースの個別受付を、それぞれ設置します。個別受付には、消毒液を複数個配置しておきます。

ア 避難者カード等の管理

個別受付で「避難者カード」及び「健康状態チェックカード」を受領し、管理します。避難者カードは避難者名簿となるため、避難所運営本部内で電子化して管理します。

イ 避難者カード記入場所の設置

避難者カードを持参していない方を想定し、個別受付内に記入場所を設置しておきます。ここでも筆記用具の使いまわしがされない措置を実施しておきます。

ウ 「ネームカード」等の配布

受付の際、避難者に「ネームカード」を配布します。ネームカードを保有していない方は、原則、避難所への立ち入りを不可とします。

ネームカード作成の参考：【別紙12】「ネームカードの例」

また、車中泊希望者には駐車場及び駐車位置を指定し、「駐車許可証」を配布します。

駐車許可証の例

駐車許可証	
車両NO	_____
駐車番号	_____
利用人数	_____
〇〇小学校避難所管理責任者：〇〇 〇〇	

エ 衛生対策等に関する助言

避難者が入所の際、避難所内での基本的な衛生対策及び健康対策について助言しておきます。

- ・外から避難所に入る都度、手指消毒を実施するよう徹底します。
- ・入居スペース内での土足の禁止について徹底します。(外靴は靴袋に入れ保管)
- ・気温、湿度が高い中でのマスクの着用は、熱中症の危険があることから、その予防策として、水分・塩分の補給及び周囲の人との距離を取ったうえで、適宜マスクを外して休む必要があることを周知します。
(特に高齢者、障がい者、子どもは脱水症状を起こしやすいため、こまめな「水分補給」と「塩分補給」を促します。)

オ 各スペース内での避難者の割り振り

- ・居住スペースでは要配慮者(高齢者、障がい者、基礎疾患を有する者、妊産婦等)を教室等の別部屋に割り振ります。
- ・専用スペースでも体調等不良者と同世帯者を別部屋に割り振ります。

(5) ペット区画(スペース)の設置

- ・動物が苦手な人やアレルギーを持っている人等に配慮して居住区とは別の場所にペット区画を設置します。
- ・スペースに余裕がある場合は、ペットと飼い主がともに生活できる場所も検討します
- ・複数の動物が一つの場所で生活することは、ストレスを増大させる原因となるため、ケージを利用して他の動物が視界に入らないようにするなど、可能な限り区分して飼育できるようにします。
- ・ペットを伴った避難者を受け入れる際は、【様式3】「同行避難動物登録票」に記入してもらい避難状況を把握します。
- ・避難所でのトラブル防止のため、飼い主自身がペットの適正な飼育に努める

よう飼育ルールや衛生管理の方法等について説明します。

参考：阿南市避難所運営マニュアル(平成29年3月)資料4「ペット飼育ルール」

3 展開期以降の対応

(1) 避難所を開設後の運営上の留意点

衛生対策及び3密対策を徹底して感染防止を図ります。

避難所における広報例：【別紙13】「新型コロナウイルス感染症対策」

ア 感染予防

【事前受付の継続】

・事前受付の体制を継続し、避難所に人の出入りがある毎に検温と体調の確認を実施します。

【衛生係の設置】

- ・避難所運営組織の活動班(保険・衛生班)の中に避難所内の衛生管理について指導する「衛生係」を組織します。
- ・避難者に【様式4】「健康状態チェック表」を配布し、毎日体温と体調を食後(朝、昼、夕)に確認します。
- ・各避難所を巡回する保健師チーム等の活動と衛生係の定期的な見回りにより、避難所内や車中泊、在宅避難者等のすべての避難者の健康管理(感染予防)を徹底します。
- ・トイレ、洗面所、携帯電話充電場所等では待機中に密集にならない運用が必要であり、逐次必要な対策をとります。
- ・ポスターやチラシの作成に加え避難所運営会議等を活用し、衛生係から避難者及び運営スタッフを対象に感染防止のため以下の運営上の留意点を周知します。

【個人の留意点】

○基本的な感染予防策の徹底

- ・会話をする際は、お互いの距離をできるだけ2m(最低1m)を保つことを心がけます。
- ・手洗いの励行、マスクの着用等を心がけます。また、外部から避難所内に入るときやドアノブ等の共有部分に触れた後は、アルコール消毒を徹底します。
- ・また、手洗い前の汚れた手で無意識に目や口を触らないようにし、アルコール消毒は、手を乾かしてから行います。
- ・飛沫感染を最小限にするため、食事の際、以下の事項に留意します。
居住スペース(避難者各人の生活スペース又は食事スペース)以外でとらない。
同じ世帯以外の人と一緒にとらない。

- 食事スペースでは横並び、対角に着座する等、対面での食事はしない。
- ・ゴミは世帯単位でゴミ袋に入れ、密閉してから破棄します。
(特に使用後のマスク、ティッシュ等は、必ずゴミ袋にいれ密閉してから破棄します。)

○日々の健康確認

- ・毎日、検温、体調確認を行い、異常があれば避難所の運営要員にすぐに伝えます。

○熱中症等対策

- ・喉が渇いたと感じる前にこまめに水分及び塩分補給を行います。
- ・ときどき軽い運動を行い、エコノミークラス症候群を予防します。

【別紙14】「熱中症予防のために」

○トイレ使用時の留意事項

- ・トイレ利用時、専用のスリッパ等を使用します。(ダイヤモンド・プリンセス号の調査でトイレ(特に便器の周り)の床から最も多くのウイルスが確認されている。)
- ・使用前に便座及びレバーを除菌シート等で消毒します。
- ・洋式トイレの場合、使用後は便器の蓋を閉じてから流します。
- ・個室でない便器(男性用の小便器)の利用にあつたては、一つおきに使用します。

トイレ利用に関する広報例:【別紙15】「感染症対策(トイレ利用時)」

【避難所運営スタッフの留意点】

○手洗い石けん液及びアルコール消毒液の配置

- ・アルコール消毒液を受付、各入り口やトイレ、洗面所、配食場、ゴミ捨て場付近等に設置します。また、手洗い石けん液をトイレ及び洗面所に配置します。
- ・アルコール消毒液は、開封日を記載し、使用期限を設け、使用状況を定期的に確認します。(継ぎ足しではなく、使い捨てが望ましい。)

○清掃、消毒の徹底

- ・清掃、消毒にあたってはマスクの他、フェイスシールド又はゴーグル、使い捨て手袋を着用して作業にあたります。専用スペースの清掃、消の際は、防護服等も着用します。
- ・各スペースの床に敷いたシート、畳は1日に1回拭き掃除を行います。
- ・トイレ及び洗面所は1日3回以上の清掃及び消毒を行います。トイレは目に見える汚れ、汚物があればその都度洗い流し、消毒液を使用し、清拭します。

- ・手すり、ドアノブ等の人々が接触する共用部分は1日2回以上の消毒を行います。(人が多い場所では就寝時間帯を除いて3時間に1回程度消毒)
- ・作業後、使い捨て手袋をとった後、手洗い、消毒を行います。

○ゴミの処理

【居住スペース及び専用スペース共通】

- ・避難所のゴミの分別ルールを確認し、避難者にチラシ、ポスター等で周知します。
- ・ゴミ袋の空気を抜いて、しっかり縛って封をして廃棄します。
- ・ゴミを回収するスタッフは、回収の際には、使い捨て手袋、マスク、フェイスシールド、防護服等を着用し、作業後、使い捨て手袋を脱いだ後は必ず石けんで手を洗ったうえで、手指消毒を行います。

【専用スペース】

- ・専用スペースのゴミはウイルスが付着している可能性が高い廃棄物として取り扱い、ゴミ袋に赤色のテープを貼るなどして明示します。
- ・ゴミ袋を廃棄するゴミ箱は蓋つきを使用し、ゴミ箱の内側に大きめのゴミ袋を取り付けます。
- ・PPE(個人防護具)は手袋を2重にします。
- ・ゴミ箱にゴミ袋を廃棄する際は、ゴミ袋をしっかり縛り、ゴミ袋の外側にアルコール消毒を行った後、2重にしていた外側の手袋も一緒に廃棄します。ゴミ箱が一杯になる前に処理しますが、外側のゴミ袋を縛った後、赤色のテープを貼るなどします。

【別紙16】「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所でのごみの捨て方について」

○換気の徹底

- ・30分に1回以上、5分程度、窓を全開する定期的な換気を実施します。その際、出入口も開放し、風が弱い場合は、窓の方向に扇風機などを向けて空気を循環させます。トイレは小窓を空け、換気扇を作動させておきます。また、30分に1回はドアを開放し、換気します。

○接触感染の防止

- ・炊事場の作業台は作業前後に次亜塩素酸等で消毒します。
- ・食事、物品の配給は使い捨て手袋を着用して行います。また直接手渡しせず、一度机等に置くことにより接触感染を防止します。
- ・食事は、一人分ずつお皿で小分けし、また、できるだけ使い捨て食器を使用します。
- ・健康な人は配食カウンターで個別に食事を受け取ります。

- ・体調等不良者の食事は、配食スタッフが専用スペース入り口まで運び、専用スペーススタッフが受け取り配食します。
- ・段ボールベッドや毛布、布団などは使用者が変わるたびに、破棄または洗濯、消毒を行います。

○熱中症対策

- ・空調設備を適切に使用し、要配慮者部屋はできるだけ28度以下に保ちます。
- ・避難所内で水分補給の案内を行います。

【体調等不良者が発生した場合の対応】

- ・体調等不良者が発生した場合は、速やかに同じ世帯者とともに専用スペース(部屋はできる限り別)に移動していただきます。その後、事前に検討した手順により、医療機関等において受診していただきます。

体調等不良者の対応例：【別紙17】「体調等不良者が発生した場合の対応例(受付後)」

【相談窓口の設置】

- ・心身に係る相談窓口を設置します。女性や乳幼児のニーズも把握するため窓口には女性も配置します。
- ・必要に応じて専門的な知識や技術を持つ医師や保健師等の巡回相談を災害対策本部に要請します。
- ・不眠やストレス等の対応として、※DPATと連携しながら「心のケア」を実施します。
- ・対応を相談室(スペース)で行う場合、クリアフェンスを設置します。状況により、電話相談あるいはSNSの活用を検討します。

※DPAT(Disaster Psychiatric Assistance Team:災害派遣精神医療チーム)は、精神科医師、看護師、調整事務員等で構成され、被災都道府県の要請により活動し、被災地域内の災害拠点病院、保健所、避難所等に設置される。

イ 感染者が確認された場合

- ・保健所と連携し、感染者はできるだけ速やかに宿泊療養施設や病院に移送します。
- ・事前に検討した内容を踏まえ、保健所の指示に従い、消毒や避難者の移動等を行います。

(2)専用スペースにおける運営上の留意点

- ・専用スペースは個室が望ましいが、必要数確保できない場合は部屋をパーティションやテントで仕切りを設置する。
- ・運営スタッフが、感染者等又は体調等不良者に対応する場合は、2m以上の

間隔をとり、マスクに加え、防護服、フェイスシール及び使い捨て手袋を着用し、できるだけ限られた少人数で実施します。

- ・ゴミは避難者本人が管理し、ゴミ袋に密閉して破棄します。
(マスクを外す際は、ゴムひもをつまんで外し、すぐにビニール袋に入れ、密閉して捨てる。)

(3) 人権保護

- ・避難所において感染者等、体調等不良者やその家族に対する差別や誹謗中傷などの人権侵害行為が発生しないよう避難所運営会議等を通じ、全避難者に徹底します。
- ・人権侵害行為が発生した場合に備え、避難所内に人権相談窓口を設置しておきます。女性相談員も配置し、相談があった場合は市の人権相談窓口につながるなどして対応します。

(4) 避難所外避難者(在宅、車中泊、テント泊避難者)への対応

ア 担当避難所での掌握

- ・災害対策本部は各避難所が担当する避難所外避難者を場所又はエリアで指定します。
- ・担当避難所は避難所外避難者からも「健康状態チェックカード」及び「避難者カード」の提出を受けます。(避難所運営スタッフが巡回して受領するか避難者が持参するかルールを決めておく。)
- ・体調等不良者を確認した場合は、医療機関等における受診の手続きを行います。車中泊者等で同居者(同乗者)がいる場合は、体調等不良者に受診するまでの間、避難所の専用スペースに入所していただきます。
- ・避難所外避難者と避難所運営スタッフが電話等で常時連絡できる体制を構築しておきます。
- ・避難所外避難者にも「体調チェック表」を配布し、毎日体温と体調を食後(朝、昼、夕)に確認してもらいます。異常があった際、直ちに避難所運営スタッフに連絡するよう周知しておきます。

イ 車中泊、テント泊避難者への対応

- ・準備していた一定規模を有する集約場所を広報し、避難を促します。
- ・市の担当者を派遣し、仮設トイレ、給水設備、掲示板、ゴミ置き場等を設置します。掲示板には担当避難所の場所、連絡先の電話番号、利用手続き等を掲示しておきます。
- ・車中泊者等が市が案内した施設を利用する場合は、事前に担当避難所に連絡を入れ、氏名、電話番号を通知し、指定された場所に配置します。その後、「健康状態チェックカード」及び「避難者カード」を準備し、担当避難所の受付に提出します。その際、「駐車許可証」を受領します。
- ・利用施設内の清掃、担当避難所からの食料・物資の搬入・配布等について運営体制を整え、必要なルールを決めます。(事前に検討し、運営訓練で確認しておく。)

参考：徳島県避難所運営マニュアル「新型コロナウイルス感染症対策編」
(令和2年9月版)

:とくしまゼロ作戦課、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所
運営のポイント

:避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料(第2版)
について(内閣府:令和2年6月10日)

:新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラ
ン(所管:内閣府、消防庁、厚労省:第二版 令和2年9月7日)